

公告第152号
平成30年3月1日

組 合 員 殿

公文健康保険組合
理事長 柴田正紀

任意継続被保険者の標準報酬月額について（公告）

平成30年度における任意継続被保険者にかかる健康保険法第47条
二号の規定による標準報酬月額は、次のとおりであるので公告する。

標準報酬月額	380,000円
標準報酬日額	12,670円

※任意継続被保険者の上限月額保険料

健康保険料	34,200円
-------	---------

※本標準報酬月額は、平成30年4月から平成31年3月まで
適用されます。

以 上